

議案第4号

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[(1)～(5) 略]</p> <p>(6) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等 <u>（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）</u>、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>[(7)・(8) 略]</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[(1)～(5) 同左]</p> <p>(6) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等 <u>（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）</u>、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>[(7)・(8) 同左]</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第19条 [同左]</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>(2) [同左]</p> |

(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

[ア・イ 略]

ウ 当該個人が個人情報保護法第78条第2号ハに規定する公務員等(地方独立行政法人の役員を含む。以下ウにおいて同じ。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

[(3)～(8) 略]

(調査、勧告又は公表の制限)

第52条 [略]

2 前項の規定の趣旨に照らし、市長は、事業者が個人情報保護法第57条第1項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報を提供する行為については、前2条の規定による調査、勧告又は公表を行

[ア・イ 同左]

ウ 当該個人が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第14条第2号ハに規定する公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

[(3)～(8) 同左]

(調査、勧告又は公表の制限)

第52条 [同左]

2 前項の規定の趣旨に照らし、市長は、事業者が個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条第1項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報を提供する行為については、前2条

わないものとする。

(指定管理者に関する特例)

第54条 本市が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、当該公の施設の管理の業務を行うに当たっては、第2章第1節の規定の例により、当該業務に係る個人情報を収集するとともに、当該業務に伴い取得した個人情報（当該業務に従事している者が当該業務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であって、当該業務に従事する者が組織的に用いるものとして当該指定管理者が保有しているものに記録されているものに限り、出版物に記載されているものを除く。以下「指定管理者保有個人情報」という。）を取り扱わなければならない。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

の規定による調査、勧告又は公表を行わないものとする。

(指定管理者等に関する特例)

第54条 指定管理者等（本市が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）又は対象学校（指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例（平成28年大阪市条例第108号）第2条に規定する対象学校をいう。以下同じ。）の指定管理法人（同条例第1条に規定する指定管理法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、当該公の施設又は当該対象学校の管理の業務を行うに当たっては、第2章第1節の規定の例により、当該業務に係る個人情報を収集するとともに、当該業務に伴い取得した個人情報（当該業務に従事している者が当該業務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であって、当該業務に従事する者が組織的に用いるものとして当該指定管理者等が保有しているものに記録されているものに限り、出版物に記載されているものを除く。以下「指定管理者等保有個人情報」という。）を取り扱わなければならない。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別紙2 挿入]

2 指定管理者保有個人情報の本人は、第2章第2節及び第4節の規定の例により、指定管理者が管理する公の施設に係る事務を所掌する実施機関（以下「特定実施機関」という。）に対し、当該指定管理者保有個人情報に係る開示、訂正若しくは利用停止の請求又は情報の提供の申出（以下「指定管理者保有個人情報の開示請求等」という。）をすることができる。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別紙4 挿入]

3 前項の規定による指定管理者保有個人情報の開示請求等があったときは、特定実施機関は、当該指定管理者保有個人情報の開示請求等が不適法であり却下する場合を除き、速やかに、指定管理者に対し、その旨を通知し、当該指定管理者保有個人情報の取扱いの状況（当該指定管理者保有個人情報を保有していない場合はその旨を含む。）の報告（指定管理者保有個人情報の開示の請求にあつては、当該報告及び当該指定管理者保有個人情報の提供）を求めるものとする。

4 第2項の規定による指定管理者保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に係る決定又は不作為に対する審査請求に係る事件については、第2章第3節の規定の例

[表 別紙1 挿入]

2 指定管理者等保有個人情報の本人は、第2章第2節及び第4節の規定の例により、指定管理者等が管理する公の施設又は対象学校に係る事務を所掌する実施機関（以下「特定実施機関」という。）に対し、当該指定管理者等保有個人情報に係る開示、訂正若しくは利用停止の請求又は情報の提供の申出（以下「指定管理者等保有個人情報の開示請求等」という。）をすることができる。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別紙3 挿入]

3 前項の規定による指定管理者等保有個人情報の開示請求等があったときは、特定実施機関は、当該指定管理者等保有個人情報の開示請求等が不適法であり却下する場合を除き、速やかに、指定管理者等に対し、その旨を通知し、当該指定管理者等保有個人情報の取扱いの状況（当該指定管理者等保有個人情報を保有していない場合はその旨を含む。）の報告（指定管理者等保有個人情報の開示の請求にあつては、当該報告及び当該指定管理者等保有個人情報の提供）を求めるものとする。

4 第2項の規定による指定管理者等保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に係る決定又は不作為に対する審査請求に係る事件については、第2章第3節の規定の

による。この場合において、第45条第3号及び第4号中「行う」とあるのは「指定管理者に行わせる」と読み替えるものとする。

(指定管理者の義務等)

第55条 指定管理者は、指定管理者の指定を受けた期間（連続して2回以上指定管理者の指定を受けたときにあつては、その最後に指定を受けた期間）が経過したとき又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、直ちに特定実施機関の指示に従い、指定管理者保有個人情報を特定実施機関に譲り渡し、又は廃棄し、若しくは消去しなければならない。

2 指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 指定管理者は、その管理する公の施設の管理の業務に係る個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(指定管理者が取り扱う個人情報の保護に係

例による。この場合において、第45条第3号及び第4号中「行う」とあるのは「指定管理者等に行わせる」と読み替えるものとする。

(指定管理者等の義務等)

第55条 指定管理者等は、指定管理者の指定を受けた期間（連続して2回以上指定管理者の指定を受けたときにあつては、その最後に指定を受けた期間）若しくは指定管理法人の指定を受けた期間（連続して2回以上指定管理法人の指定を受けたときにあつては、その最後に指定を受けた期間）が経過したとき又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたとき若しくは国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の3第10項の規定により指定管理法人の指定を取り消されたときは、直ちに特定実施機関の指示に従い、指定管理者等保有個人情報を特定実施機関に譲り渡し、又は廃棄し、若しくは消去しなければならない。

2 指定管理者等が行う公の施設又は対象学校の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 指定管理者等は、その管理する公の施設又は対象学校の管理の業務に係る個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(指定管理者等が取り扱う個人情報の保護に係

る措置)

第56条 公の施設の管理の業務に関し指定管理者と締結する協定等においては、指定管理者保有個人情報に係る開示、訂正及び利用停止の実施並びに情報の提供の申出に対する処理の実施に関する指定管理者の義務その他指定管理者が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めなければならない。

(指定管理者からの受託者等の義務等)

第57条 第15条及び第16条の規定は、指定管理者からその管理する公の施設の管理の業務に係る個人情報を取り扱う事務の全部若しくは一部の処理を受託している者若しくは受託していた者又はこれらの者が受託し、若しくは受託していた業務に従事している者若しくは従事していた者について準用する。この場合において、第15条第1項第2号から第4号までの規定中「実施機関」とあるのは「特定実施機関」と読み替えるものとする。

(審議会の調査権限)

第60条 審議会は、必要があると認めるときは、第45条（第54条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により諮問をした実施機関又は特定実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報又は指定管理者保有個

係る措置)

第56条 公の施設又は対象学校の管理の業務に関し指定管理者等と締結する協定等においては、指定管理者等保有個人情報に係る開示、訂正及び利用停止の実施並びに情報の提供の申出に対する処理の実施に関する指定管理者等の義務その他指定管理者等が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めなければならない。

(指定管理者等からの受託者等の義務等)

第57条 第15条及び第16条の規定は、指定管理者等からその管理する公の施設又は対象学校の管理の業務に係る個人情報を取り扱う事務の全部若しくは一部の処理を受託している者若しくは受託していた者又はこれらの者が受託し、若しくは受託していた業務に従事している者若しくは従事していた者について準用する。この場合において、第15条第1項第2号から第4号までの規定中「実施機関」とあるのは「特定実施機関」と読み替えるものとする。

(審議会の調査権限)

第60条 審議会は、必要があると認めるときは、第45条（第54条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により諮問をした実施機関又は特定実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、保有個人情報又は指定管理者等保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報又は指定管理者等保

個人情報の開示を求めることができない。

[2 略]

- 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報又は指定管理者保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 第54条第4項の規定によりその例によることとされる第45条の規定による訂正決定等若しくは利用停止決定等又は訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求に係る事件に関する前3項の規定の適用については、第1項中「という。）」とあるのは「という。）を通じて指定管理者」と、第2項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁及び指定管理者」と、前項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁を通じて指定管理者」と、「審議会に」とあるのは「諮問庁を通じて審議会に」とする。
- 5 第1項及び第3項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人若しくは諮問庁（以下「審査請求人等」という。）又は指定管理者に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。この場合において、指定管理者に対する意見書又は資料の提出の求めは、諮問庁を通じて行うものとする。

個人情報の開示を求めることができない。

[2 同左]

- 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報又は指定管理者等保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 第54条第4項の規定によりその例によることとされる第45条の規定による訂正決定等若しくは利用停止決定等又は訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求に係る事件に関する前3項の規定の適用については、第1項中「という。）」とあるのは「という。）を通じて指定管理者等」と、第2項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁及び指定管理者等」と、前項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁を通じて指定管理者等」と、「審議会に」とあるのは「諮問庁を通じて審議会に」とする。
- 5 第1項及び第3項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人若しくは諮問庁（以下「審査請求人等」という。）又は指定管理者等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。この場合において、指定管理者等に対する意見書又は資料の提出の求めは、諮問庁を通じて行うものとする。

(委員による調査手続)

第63条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第60条第1項(同条第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により提示された保有個人情報又は指定管理者保有個人情報を閲覧させ、同条第5項の規定による調査をさせ、又は第61条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせ、若しくは同条第3項の規定により当該意見の陳述に代えて提出された意見書を閲覧させることができる。

(手数料等)

第68条 開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求若しくは第48条の規定による申出又は指定管理者保有個人情報の開示請求等に係る手数料は、無料とする。

[2 略]

(適用除外等)

第71条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号) 第52条第1号、第3号及び第4号に掲げる個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた同法第2条第5項に規定する統計調査に係る同条第11項に規

(委員による調査手続)

第63条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第60条第1項(同条第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により提示された保有個人情報又は指定管理者等保有個人情報を閲覧させ、同条第5項の規定による調査をさせ、又は第61条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせ、若しくは同条第3項の規定により当該意見の陳述に代えて提出された意見書を閲覧させることができる。

(手数料等)

第68条 開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求若しくは第48条の規定による申出又は指定管理者等保有個人情報の開示請求等に係る手数料は、無料とする。

[2 同左]

(適用除外等)

第71条 [同左]

(1) 統計法(平成19年法律第53号) 第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る同条第11項に規定する調査票情報(以下「調査票情報」という。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた同法第2条第5項に規定する統計調査に係る調査票情報に含

定する調査票情報に含まれる個人情報

[(3) 略]

2 第2章第2節（第54条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第3節（同条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び第4節（同条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の遂行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報又は指定管理者保有個人情報（当該裁判、処分若しくは遂行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

[3 略]

4 保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の開示、訂正又は利用停止について、法令等（大阪市情報公開条例及び大阪市会情報公開条例（平成13年大阪市条例第24号）を除く。）に定めがあるときは、この条例の規定にかかわらず、その定めるところによる。ただし、保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の開示をすることができる期間又は方法等が限られている場合において、当該法令等が異なる期間又は方法等による保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の開示を禁止する趣旨でないと認められるときは、この限りでない。

まれる個人情報

[(3) 同左]

2 第2章第2節（第54条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第3節（同条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び第4節（同条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の遂行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報又は指定管理者等保有個人情報（当該裁判、処分若しくは遂行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

[3 同左]

4 保有個人情報又は指定管理者等保有個人情報の開示、訂正又は利用停止について、法令等（大阪市情報公開条例及び大阪市会情報公開条例（平成13年大阪市条例第24号）を除く。）に定めがあるときは、この条例の規定にかかわらず、その定めるところによる。ただし、保有個人情報又は指定管理者等保有個人情報の開示をすることができる期間又は方法等が限られている場合において、当該法令等が異なる期間又は方法等による保有個人情報又は指定管理者等保有個人情報の開示を禁止する趣旨でないと認められるときは、この限りでない。

5 保有個人情報又は指定管理者保有個人情報（大阪市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を専ら記録する公文書（指定管理者保有個人情報にあつては、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者が当該業務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であつて、当該従事者が当該業務に関して組織的に用いるものとして当該指定管理者が保有しているもの（出版物を除く。））に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用の目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報又は指定管理者保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第2章（第2節及び第4節に限る。）（第54条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定の適用については、実施機関又は指定管理者に保有されていないものとみなす。

第76条 前2条の規定は、第54条第1項に規定する指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者について準用する。この場合において、前2条中「保有個人情報」とあるのは「指定管理者保有個人情報」と読み替えるものとする。

5 保有個人情報又は指定管理者等保有個人情報（大阪市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を専ら記録する公文書（指定管理者等保有個人情報にあつては、指定管理者等が行う公の施設又は対象学校の管理の業務に従事している者が当該業務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であつて、当該従事者が当該業務に関して組織的に用いるものとして当該指定管理者等が保有しているもの（出版物を除く。））に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用の目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報又は指定管理者等保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第2章（第2節及び第4節に限る。）（第54条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定の適用については、実施機関又は指定管理者等に保有されていないものとみなす。

第76条 前2条の規定は、第54条第1項に規定する指定管理者等が行う公の施設又は対象学校の管理の業務に従事している者又は従事していた者について準用する。この場合において、前2条中「保有個人情報」とあるのは「指定管理者等保有個人情報」と読み替えるものとする。

備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 大阪市行政不服審査法施行条例（平成28年大阪市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(審理手続を審理員が行わない審査請求)</p> <p>第3条 次に掲げる処分又は不作為に係る審査請求については、法第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は適用しない。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 大阪市個人情報保護条例(平成7年大阪市条例第11号)第24条第1項に規定する開示決定等、同条例第33条第1項に規定する訂正決定等若しくは同条例第41条第1項に規定する利用停止決定等若しくは同条例第17条第2項に規定する開示請求、同条例第28条第2項に規定する訂正請求若しくは同条例第36条第2項に規定する利用停止請求に係る不作為又は同条例第54条第1項に規定する<u>指定管理者保有個人情報</u>の開示、訂正(追加又は削除を含む。)、利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求に係る決定若しくは不作為</p> | <p>(審理手続を審理員が行わない審査請求)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) 大阪市個人情報保護条例(平成7年大阪市条例第11号)第24条第1項に規定する開示決定等、同条例第33条第1項に規定する訂正決定等若しくは同条例第41条第1項に規定する利用停止決定等若しくは同条例第17条第2項に規定する開示請求、同条例第28条第2項に規定する訂正請求若しくは同条例第36条第2項に規定する利用停止請求に係る不作為又は同条例第54条第1項に規定する<u>指定管理者等保有個人情報</u>の開示、訂正(追加又は削除を含む。)、利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求に係る決定若しくは不作為</p> |
| <p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p> | |

[第54条第1項の表 別紙1]

| | | |
|------------|-------|---|
| [同左] | | |
| 第6条第4項 | あらかじめ | あらかじめその管理する公の施設又は対象 学校に係る事務を所掌する実施機関（以下 「特定実施機関」という。）を通じて |
| | 実施機関が | 指定管理者等が |
| 第6条第5項 | 実施機関は | 指定管理者等は |
| | [同左] | [同左] |
| 第8条第1項 | [同左] | [同左] |
| | 実施機関が | 指定管理者等が |
| 第8条第2項 | [同左] | [同左] |
| | 実施機関が | 指定管理者等が |
| 第8条第3項 | 実施機関 | 指定管理者等 |
| | [同左] | [同左] |
| 第8条第4項 | 実施機関 | 指定管理者等 |
| | [同左] | [同左] |
| 第9条第1項 | [同左] | [同左] |
| | 実施機関が | 指定管理者等が |
| 第9条第3項 | [同左] | [同左] |
| | 実施機関が | 指定管理者等が |
| [同左] | | |
| 第12条第1項第2号 | 実施機関 | 指定管理者等の申出に基づき特定実施機関 |
| [同左] | | |

[第54条第1項の表 別紙2]

| | | |
|------------|-------|---|
| [略] | | |
| 第6条第4項 | あらかじめ | あらかじめその管理する公の施設に係る事務を所掌する実施機関（以下「特定実施機関」という。）を通じて |
| | 実施機関が | 指定管理者が |
| 第6条第5項 | 実施機関は | 指定管理者は |
| | [略] | [略] |
| 第8条第1項 | [略] | [略] |
| | 実施機関が | 指定管理者が |
| 第8条第2項 | [略] | [略] |
| | 実施機関が | 指定管理者が |
| 第8条第3項 | 実施機関 | 指定管理者 |
| | [略] | [略] |
| 第8条第4項 | 実施機関 | 指定管理者 |
| | [略] | [略] |
| 第9条第1項 | [略] | [略] |
| | 実施機関が | 指定管理者が |
| 第9条第3項 | [略] | [略] |
| | 実施機関が | 指定管理者が |
| [略] | | |
| 第12条第1項第2号 | 実施機関 | 指定管理者の申出に基づき特定実施機関 |
| [略] | | |

[第54条第2項の表 別紙3]

| | | |
|---------|------------|----------------------------|
| 第19条第4号 | 実施機関 | <u>指定管理者等</u> |
| 第23条第2項 | 保有していない | <u>指定管理者等</u> が保有していない |
| 第30条 | 行わなければならない | <u>指定管理者等</u> に行わせなければならない |
| 第32条第1項 | 行う | <u>指定管理者等</u> に行わせる |
| 第32条第2項 | 行わない | <u>指定管理者等</u> に行かせない |
| | 保有していない | <u>指定管理者等</u> が保有していない |
| 第35条 | 行った | <u>指定管理者等</u> に行かせた |
| | 通知する | <u>指定管理者等</u> に通知させる |
| 第38条 | 行わなければならない | <u>指定管理者等</u> に行わせなければならない |
| | 行う | <u>指定管理者等</u> に行わせる |
| 第40条第1項 | 行う | <u>指定管理者等</u> に行わせる |
| 第40条第2項 | 行わない | <u>指定管理者等</u> に行かせない |
| | 保有していない | <u>指定管理者等</u> が保有していない |

[第54条第2項の表 別紙4]

| | | |
|---------|------------|---------------------------|
| 第19条第4号 | 実施機関 | <u>指定管理者</u> |
| 第23条第2項 | 保有していない | <u>指定管理者</u> が保有していない |
| 第30条 | 行わなければならない | <u>指定管理者</u> に行わせなければならない |
| 第32条第1項 | 行う | <u>指定管理者</u> に行わせる |
| 第32条第2項 | 行わない | <u>指定管理者</u> に行かせない |
| | 保有していない | <u>指定管理者</u> が保有していない |
| 第35条 | 行った | <u>指定管理者</u> に行かせた |
| | 通知する | <u>指定管理者</u> に通知させる |
| 第38条 | 行わなければならない | <u>指定管理者</u> に行わせなければならない |
| | 行う | <u>指定管理者</u> に行わせる |
| 第40条第1項 | 行う | <u>指定管理者</u> に行わせる |
| 第40条第2項 | 行わない | <u>指定管理者</u> に行かせない |
| | 保有していない | <u>指定管理者</u> が保有していない |

令和4年2月10日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

市長が行う調査、勧告又は公表の対象としない事業者による個人情報の提供行為の範囲を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。